

北星学園大学大学院 学則

第1章 総 則

〔目 的〕

第1条 北星学園大学大学院（以下「本大学院」という）は、キリスト教による人格教育を基礎とし、専門的学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

〔所在地〕

第2条 本大学院は、北海道札幌市厚別区大谷地西2丁目3番1号にこれを設置する。

〔自己点検・自己評価〕

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上及び活性化を図り、その目的と社会的使命を果たすために、教育研究活動等について点検及び評価を行う。

Ⅱ 点検及び評価に関する事項については、別にこれを定める。

〔ファカルティ・ディベロップメント〕

第3条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

〔情報公開〕

第3条の3 本大学院は、教育研究活動等の実施及び成果に関する情報を出版その他の方法によって広く社会に公開するよう努めるものとする。

第2章 課程及び修業年限

〔課 程〕

第4条 本大学院に、修士課程及び博士〔後期〕課程（以下「博士課程」という）を置く。

Ⅱ 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

Ⅲ 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

〔修業年限〕

第5条 本大学院修士課程の修業年限を2年とする。ただし、6年を超えて在学することはできない。

Ⅱ 本大学院博士課程の修業年限を3年とする。ただし、6年を超えて在学することはできない。

〔長期にわたる教育課程の履修〕

第5条の2 本大学院修士課程に入学又は在学する学生が、職業を有している等の事情により、第5条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という）を認めることができる。

Ⅱ 長期履修に関し必要な事項は、別にこれを定める。

第3章 研究科、専攻及び収容定員

〔研究科・専攻〕

第6条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。各研究科及び専攻の教育研究上の目的については、次の各号に掲げるとおりとする。

1 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻（修士課程）

社会福祉学の専攻領域における高度な専門的学識を教授し、研究能力及び高度な専門職に必要な知識と実践能力を養うとともに、社会福祉及びその隣接領域における専門的職業人の養成並びに教育研究者の養成を目的とする。

2 社会福祉学研究科 臨床心理学専攻（修士課程）

臨床心理学の専攻領域における高度な専門的学識を教授し、研究能力及び高度な専門職に必要な知識と実践能力を養うとともに、高度な心の専門家の養成及び臨床心理学における教育研究者の養成を目的とする。

3 文学研究科 言語文化コミュニケーション専攻（修士課程）

英語教育その他の社会分野で必要とされる言語文化、英語教育及びコミュニケーションに関する高度な専門的学識と幅広い学際的知識を教授し、かかる分野における高度な専門的職業人の養成及び教育研究者の養成を目的とする。

4 経済学研究科 経済学専攻（修士課程）

地域経済と地域行政の問題を的確に理解するとともに、アジア及び欧米等におけるグローバル経済の実態にも精通した高度な専門的職業人の養成を目的とする。

5 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻（博士〔後期〕課程）

福祉、保健及び医療の分野の専門職を志望し、またはその職にある修士課程修了者を引き続き教育し、かかる分野における高度な専門的職業人の養成及び教育研究者の養成を目的とする。

〔収容定員〕

第6条の2 本大学院学生（以下「院生」という）の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻（修士課程）	8人	16人
	社会福祉学専攻（博士〔後期〕課程）	3人	9人
	臨床心理学専攻（修士課程）	4人	8人
文学研究科	言語文化コミュニケーション専攻（修士課程）	8人	16人
経済学研究科	経済学専攻（修士課程）	10人	20人

第4章 入学、編入学、留学、休学、復学、退学及び除籍

〔入学資格等〕

第7条 本大学院修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- 2 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 3 外国の学校が行う通信教育における授業科目を履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 4 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 5 外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 6 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 7 文部科学大臣の指定した者
- 8 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院が認めた

者で、満 22 歳に達した者

Ⅱ 本大学院博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 2 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 3 外国の学校が行う通信教育における授業科目を履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 4 外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者で、満 24 歳に達した者

〔編入学〕

第 8 条 他の大学院を修了した者若しくは大学院に 1 年以上在学して退学した者で、本大学院への編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、2 年次に入学を許可することがある。

〔入学志願・入学試験・入学手続〕

第 9 条 本大学院に入学を志願する者は、所定の入学志願手続をしなければならない。

- Ⅱ 入学合格者の選考は、入学志願者について、所定の入学試験によって行う。
- Ⅲ 本大学院は、所定の入学手続をした入学合格者について、入学を許可し、学籍を付与する。
- Ⅳ 入学志願手続、入学試験の方法及び入学手続については、別にこれを定める。

〔留 学〕

第 10 条 外国の大学院に留学を志望する者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- Ⅱ 前項の許可を得て留学した期間は、第 5 条第 1 項及び第 2 項の修業年限に加えることができる。

〔休 学〕

第 11 条 疾病その他止むを得ない理由により 3 月以上修学することができない者は、研究科長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

- Ⅱ 疾病その他の理由により修学が不適当と認められる院生に対して、研究科長は休学を命ずることがある。
- Ⅲ 休学期間は 2 年以内とする。ただし、通算して 3 年を超えることができない。
- Ⅳ 休学期間は、第 5 条第 1 項及び第 2 項に定める修業年限の期間に算入しない。

〔復 学〕

第 12 条 休学期間中に休学の理由が解消した場合には、研究科長に願い出て、その許可を得て復学することができる。

〔願出による退学・学籍の喪失・再入学〕

第 13 条 止むを得ない理由により退学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- Ⅱ 退学した者は学籍を喪失する。
- Ⅲ 第 1 項により退学した者が、退学後再入学を願い出たときは、学長はこれを許可することがある。

〔除籍処分・復学〕

第 14 条 次の各号の一に該当する者は、当該研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

- 1 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- 2 第 5 条第 1 項及び第 2 項ただし書きに定める最長在学期間を超えた者
- 3 第 11 条に定める休学期間を超えてもなお休学の理由が解消せず復学できない者

- 4 正当な理由なく授業料及びその他の学費の納入を怠り、督促してもなお納付しない者
 - 5 正当な理由なく授業科目の履修登録をしない者
 - 6 長期にわたり行方不明の者
- Ⅱ 前項により除籍された者が、復学を願い出たときは、学長はこれを許可することがある。

第5章 学年、学期及び休業日

〔学 年〕

第15条 本大学院の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

〔学 期〕

第16条 本大学院は、学年を分けて、次の2学期とする。

学 期	期 間
前 期	4月1日から9月30日まで
後 期	10月1日から翌年3月31日まで

- Ⅱ 一学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

〔休業日〕

第17条 本学の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 日曜日及び土曜日
- 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- 3 5月2日（北星学園創立記念祝日）
- 4 12月25日（キリスト降誕祭）
- 5 春季休業
- 6 夏季休業
- 7 冬季休業

- Ⅱ 休業日の変更、長期休業の期間及び臨時休業は、学長がそのつどこれを定める。

第6章 授業科目等

〔授業科目〕

第18条 授業科目及び単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

- Ⅱ 授業科目の履修に関する必要な事項については、別にこれを定める。

第7章 単位の修得、課程修了の認定及び修士号、博士号

〔課程修了認定所要単位〕

第19条 本大学院修士課程における授業科目の履修については、別表第1の定めるところに従い、30単位以上修得しなければならない。

- Ⅱ 本大学院博士課程における授業科目の履修については、別表第1の定めるところに従い、12単位を修得しなければならない。

〔単位数算定の基準〕

第20条 単位数算定の基準は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準として、次の各号に定めるとおりとする。ただし、修士論文及び特定課題研究にかかる科目については、この限りではない。

- 1 講義及び演習については、教室内における1又は2時間の授業に対して教室外における2又は1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週又は毎週2時間15

週の授業をもって1単位とする。

- 2 実験、実習等の授業については、学修は、すべて実験室等で行われるものとし、毎週2時間15週の実験又は実習をもって1単位とする。

〔教育方法の特例〕

第21条 本大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業若しくは研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことがある。

〔指導教授〕

第22条 院生の研究指導に当たるため、各院生に指導教授を定める。

- Ⅱ 前項の指導教授は、各研究科委員会において定める。

〔試験〕

第23条 単位の授与は、試験によるものとする。

- Ⅱ 試験の成績評価は、A+、A、B+、B、C、D及びFの7段階をもって表すものとし、D以上の成績評価が与えられた場合に限り単位を授与する。

- Ⅲ 試験の実施及び成績評価の基準については、別にこれを定める。

〔在学生の他大学院修得単位の認定等〕

第24条 本大学院において教育上有益と認めるときは、本大学院生が他の大学院（派遣又は許可されて留学した外国の大学院を含む）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- Ⅱ 前項の規定により、院生が修得した単位は、10単位を限度として課程修了の要件となる単位として取扱うことができる。

〔入学生の入学前単位の認定・授与〕

第25条 本大学院において教育上有益と認めるときは、本大学院生が1年次に入学する前に本大学院又は他の大学院（その大学院から許可されて留学した外国の大学院を含む）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- Ⅱ 前項の規定により認定される単位数は、合計10単位を超えないものとする。

〔編入学生の入学前単位の認定〕

第26条 編入学を許可された者が編入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

〔編入学生の単位の取扱〕

第27条 第8条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位の取扱については、当該研究科委員会の議を経て研究科長が決定する。

〔教職課程の単位〕

第28条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、修了の認定を受けるために必要な単位を修得するほか、別表第2に定める所定の科目について教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する所要の単位を修得しなければならない。

- Ⅱ 前項の規定により所定の単位を修得した者が、取得することのできる教育職員の免許状及び免許教科の種類は、別表第3のとおりとする。

〔課程修了の認定〕

第29条 本大学院修士課程に2年以上在学し、第19条第1項の定めるところに従い必要単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、本大学院の行う修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験に合格した者には、北星学園大学学位規程の定めるところにより、修士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績をあげた者は、本大学院修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。早期修了に関し必要な事項については、別にこれを

定める。

- II 本大学院博士課程に3年以上在学し、第19条第2項の定めるところに従い必要単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、北星学園大学学位規程の定めるところにより、博士の学位を授与する。
- III 本大学院の博士課程を修了しないものであっても、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格して本大学院博士課程修了者と同等以上の学力があると認められた場合には、博士の学位を授与することができる。
- IV 学位の授与に関する必要な事項については、別にこれを定める。

第8章 特別科目等履修生、先取り科目等履修生、一般科目等履修生、研究生、外国人研修生及び外国人留学生

〔特別科目等履修生〕

第30条 他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、各研究科において、当該大学院の院生に特別科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

- II 特別科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を志願する者があるときは、当該研究科の教育に支障のない場合に限り選考のうえこれを許可することがある。
- III 特別科目等履修生の取扱については、別にこれを定める。
- IV 本大学院は、特別科目等履修生の登録検定に際して、登録検定料5,000円を徴収する。
- V 特別科目等履修生として授業科目の履修登録が認められた者は、履修登録料25,000円及び履修料として履修登録単位数に10,000円を乗じて得た額を納入しなければならない。

〔先取り科目等履修生〕

第30条の2 本大学院進学を希望する者で、本大学院において一又は複数の授業科目の履修及び単位の修得を志願する者があるときは、当該研究科の教育に支障のない場合に限り選考のうえ先取り科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

- II 先取り科目等履修生として授業科目を履修することができる資格、履修方法、単位の授与及び単位の修得の証明については、別にこれを定める。
- III 本大学院は、先取り科目等履修生の登録検定に際して、登録検定料5,000円を徴収する。
- IV 先取り科目等履修生として授業科目の履修登録が認められた者は、履修登録料25,000円及び履修料として履修登録単位数に10,000円を乗じて得た額を納入しなければならない。

〔一般科目等履修生〕

第31条 本大学院において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該研究科の教育に支障のない場合に限り選考のうえ一般科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることがある。

- II 一般科目等履修生として授業科目を履修することができる資格、履修方法、単位の授与及び単位の修得の証明については、別にこれを定める。
- III 本大学院は、一般科目等履修生の登録検定に際して、登録検定料5,000円を徴収する。
- IV 一般科目等履修生として授業科目の履修登録が認められた者は、履修登録料25,000円及び履修料として履修登録単位数に10,000円を乗じて得た額を納入しなければならない。

〔研究生〕

第32条 大学院を修了した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、本大学院において特殊の事項について研究しようとする者があるときは、当該研究科において選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

- II 研究生の指導及び研究期間等は、別にこれを定める。
- III 本学は、研究生の入学検定に際して、入学検定料10,000円を徴収する。

Ⅳ 研究生として入学が認められた者は、入学金 30,000 円及び研究料年額 120,000 円を納入しなければならない。

〔外国人研修生〕

第 33 条 外国の大学を卒業又は卒業したと同等以上の学力を有する外国人で、大学院において研修する目的をもって入国し、本大学院において特定の研修課題について研修しようとする者があるときは、当該研究科において選考のうえ外国人研修生として入学を許可することができる。

Ⅱ 外国人研修生の指導、研修期間及び研修料等は、別にこれを定める。

〔外国人留学生〕

第 34 条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学又は編入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

Ⅱ 外国人留学生の入学又は編入学の基礎資格、選考方法、入学検定料、授業料その他学費、授業科目、履修方法、単位の授与及び単位修得の証明は、別にこれを定める。

第 9 章 賞 罰

〔 賞 〕

第 35 条 品行方正、学力優秀等で他の模範となる院生は、これを賞することができる。なお、表彰の種類、方法及び選考については、別にこれを定める。

〔 罰 〕

第 36 条 院生が本大学院の教育方針に違反し、本大学院の秩序を乱し、その他院生の本分に反したときは、当該研究科委員会の議を経て学長がこれを懲戒する。

Ⅱ 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

Ⅲ 前項の退学は、次の各号の一に該当する院生に対して行う。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなくて出席常でない者
- 4 本大学院の秩序を乱し、その他院生としての本分に反した者

第 10 章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費

〔入学検定料〕

第 37 条 本大学院は、入学試験に際して、入学検定料 30,000 円を徴収する。

〔入学金・教育充実費〕

第 38 条 本大学院修士課程に入学する院生は、入学金 100,000 円及び教育充実費 50,000 円を納入しなければならない。

Ⅱ 本大学院博士課程に入学する院生は、入学金 100,000 円及び教育充実費 50,000 円を納入しなければならない。

〔授業料等〕

第 39 条 本大学院修士課程の院生は、授業料年額 600,000 円を納入しなければならない。ただし、休学中の院生の授業料は徴収しない。

Ⅱ 本大学院修士課程の院生は、教育充実費年額 2 年次 50,000 円を納入しなければならない。ただし、休学中の院生の教育充実費は徴収しない。

Ⅲ 本大学院博士課程の院生は、授業料年額 600,000 円を納入しなければならない。ただし、休学中の院生の授業料は徴収しない。

Ⅳ 本大学院博士課程の院生は、教育充実費 2 年次以降毎年年額 50,000 円を納入しなければならない。

ない。ただし、休学中の院生の教育充実費は徴収しない。

V 本大学院の院生で、別表第4に定める実習科目を履修する者は、同表に定める金額の実習費を当該科目の履修年度においてそれぞれ納入しなければならない。

VI 本大学院修士課程の院生で、第5条の2により長期履修が認められた者の授業料年額は、第39条第I項に規定する額に第5条第I項に規定する修業年限を乗じた額を、長期履修が認められた期間の年数で除した額とする。また、教育充実費の年額は、第39条第II項に規定する額を2年次以降の長期履修の年数で除した額とする。

VII 本大学院修士課程の院生で、長期履修の期間の変更が認められた者の授業料年額は、第39条第I項に規定する額に第5条第I項に規定する修業年限を乗じた額から納入済みの額を減じた額を、変更後に残る長期履修の期間の年数で除した額とする。また、教育充実費の年額は、第39条第II項に規定する額から、納入済みの額を減じた額を、変更後に残る長期履修の期間の年数で除した額とする。

〔授業料等の納期〕

第40条 授業料年額及び2年次以降の教育充実費は4月1日から4月30日までの間に納入しなければならない。ただし、授業料は年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納入することができる。

期 別	納 期
第 1 期	4月1日から4月30日まで
第 2 期	10月1日から10月31日まで

II 前期若しくは後期の中途において、休学期間が満了した者、復学した者又は再入学した者は、その期の授業料及び教育充実費を休学期間が満了した月、復学又は再入学した月の月末までに納入しなければならない。

III 経済的理由その他止むを得ない事情によって授業料及び教育充実費の納入が困難であると認められる場合は、願い出によりその納期を延期することがある。

〔納入学費の返還〕

第41条 納入した入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費は、これを返還しない。ただし、入学手続に際して納入した教育充実費は、所定の期日までに入学の辞退及び返還の申出があった場合に限り返還する。

第11章 教員組織及び運営組織

〔教員組織〕

第42条 本大学院における授業及び研究指導は、北星学園大学の教授、准教授、講師及び助教がこれを担当する。

〔研究科長〕

第43条 本大学院研究科に研究科長を置く。また、必要に応じて副研究科長を置くことができる。

II 研究科長の選考に関する事項については、別にこれを定める。

〔研究科委員会〕

第44条 本大学院の研究科の組織、教育研究の指導等に関する事項及び学位の授与等に関する事項を審議するため、研究科委員会を置く。

II 研究科委員会に関する事項については、別にこれを定める。

第12章 雑 則

〔学則施行細則〕

第45条 学則施行についての細則は、学長がこれを定める。

附 則

本学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ 第 5 条の 2 の規定は、当分の間、社会福祉学研究科及び文学研究科にのみ適用する。

附 則

本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ 第 29 条第 1 項のただし書き及び第 30 条の 2 の規定は、当分の間、経済学研究科にのみ適

用する。

附 則

本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ 平成 27 年 3 月 31 日以前に入学した本大学院の院生については、従前の別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 を適用する。

附 則

本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ 平成 28 年 3 月 31 日以前に入学した本大学院の院生については、従前の別表第 1 及び別表第 2 を適用する。

附 則

本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ 第 19 条の規定にかかわらず、社会福祉学研究科臨床心理学専攻における授業科目の履修については、別表第 1 の定めるところに従い、35 単位以上修得しなければならない。

Ⅲ 平成 30 年 3 月 31 日以前に入学した本大学院の院生については、従前の別表第 1、別表第 2、別表第 3 及び別表第 4 を適用する。